

【 契約書別紙 】

介護老人保健施設 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	介護老人保健施設 みかじま
所在地	埼玉県所沢市三ヶ島5丁目1636番地
介護保険事業所番号	1152580070号
サービスの相談・ 苦情担当者名	日高 渉
TEL	04-2938-1818
FAX	04-2938-1819

2 事業所の職員体制等 (必置職は法令の定めるところによる)

職 種	人 員
管理者 兼 医師	1名
理学・作業療法士	1名
薬剤師	1名
看護職員	9名
介護職員	21名
介護支援専門員	1名
支援相談員	1名
管理栄養士	1名
事務職員等	2名
調理員	業務委託

3 設備の概要

区 分	数 量 ・ 規 模		備 考
入所定員	90 名		
居 室	4人部屋	1室 (1室33.92 m ²)	
	4人部屋	1室 (1室36.94 m ²)	
	4人部屋	3室 (1室37.36 m ²)	
	4人部屋	1室 (1室37.59 m ²)	
	4人部屋	1室 (1室37.90 m ²)	
	4人部屋	1室 (1室44.39 m ²)	
	個 室	1室 (1室13.34 m ²)	
	個 室	1室 (1室13.37 m ²)	
	個 室	2室 (1室13.47 m ²)	
	個 室	12室 (1室13.60 m ²)	
	個 室	3室 (1室13.67 m ²)	
	個 室	2室 (1室13.74 m ²)	
	個 室	3室 (1室13.76 m ²)	
	個 室	5室 (1室14.08 m ²)	
	個 室	1室 (1室14.19 m ²)	
	個 室	4室 (1室14.21 m ²)	
	個 室	1室 (1室14.23 m ²)	
	個 室	11室 (1室14.34 m ²)	
	個 室	1室 (1室14.38 m ²)	
	個 室	1室 (1室14.41 m ²)	
	個 室	1室 (1室14.50 m ²)	
	個 室	1室 (1室14.72 m ²)	
	個 室	1室 (1室15.99 m ²)	
	個 室	1室 (1室16.35 m ²)	
	個 室	1室 (1室16.50 m ²)	
	個 室	2室 (1室17.33 m ²)	
	個 室	1室 (1室17.39 m ²)	
	個 室	1室 (1室17.70 m ²)	
	個 室	1室 (1室18.59 m ²)	
浴 室	1階 1室 ・ 2・3階 6室		一般浴槽と特殊浴槽があります
区 分	数 量 ・ 規 模		区 分 数 量 ・ 規 模
機能訓練室	1室 (100.04 m ²)		ボランティア室 1階 1室
診 察 室	1階 1室		理 容・美容室 1階 1室
相 談 室	1階 1室		会 議 室 1階 1室
談話コーナー	2箇所		食 堂 2・3階8室
浴室 (個浴、機械)	1・2・3階 3室		個 浴 2・3階4室
洗 濯 室	2・3階 2室		その他

4 サービス内容

- ① 食事 朝食 7:30～ 8:30
 昼食 12:00～13:00
 夕食 18:00～19:00
- ② 介護 ケアプランに沿った介護、食事等の介助、排泄介助、体位変換、精神的ケア、日常生活上の世話
- ③ 入浴 週2回入浴可能です。ただし、利用者の状態に応じて特別浴または清拭となる場合があります。
- ④ 機能訓練 機能訓練室にて利用者の状況に応じて、理学療法士等による機能訓練を実施します。また、当施設においては、生活のすべての場면을機能訓練とみなします。
- ⑤ レクリエーション 季節の行事や日々の行事を定期的に行っています。
 <希望による>
- ⑥ 理容・美容 予約制で専門家による理容・美容サービスを実施しております
 (業者との直接契約自己負担)。
- ⑦ 私物洗濯 希望により私物の洗濯を依頼できます。
 (業者との直接契約自己負担)。
- ⑧ 日用品費 希望により日用品を依頼できます。
 (業者との直接契約自己負担)。

5 利用者負担

- ① 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。この金額は、次の3種類に分かれます。疑問点等があれば、お尋ねください。

(1) 介護報酬に係る利用者負担額（負担割合：1割を掲載）

介護保険自己負担金

	介護度	1日金額		介護度	1日金額
多床室	要介護1	815円	従来型個室	要介護1	737円
	要介護2	866円		要介護2	784円
	要介護3	933円		要介護3	851円
	要介護4	987円		要介護4	907円
	要介護5	1040円		要介護5	958円

（今後、介護保険法が改定された場合は変更となります。）

加算

初期加算	31円/日	ケミカル加算（死亡日以前31～45日）74円/日
療養食加算	7円/回	（死亡日以前4～30日）165円/日
栄養マネジメント強化加算	12円/日	（死亡日前日及び前々日）935円/日
経口移行加算	29円/日	（死亡日）1952円/日
経口維持加算（Ⅰ）	411円/月	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）103円/回
経口維持加算（Ⅱ）	103円/月	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）247円/回
口腔衛生管理体制加算（Ⅰ）	93円/月	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）103円/回
口腔衛生管理体制加算（Ⅱ）	113円/月	所定疾患施設療養費（Ⅰ）246円/日
排せつ支援加算（Ⅰ）	11円/月	所定疾患施設療養費（Ⅱ）493円/日
排せつ支援加算（Ⅱ）	16円/月	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）53円/日
排せつ支援加算（Ⅲ）	21円/月	認知症情報提供加算360円/回
緊急時治療管理	532円/回	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）463円/回
短期集中リハビリ実施加算	265円/日	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）493円/回
認知症短期集中リハビリ実施加算	247円/日	試行的退所時指導加算411円/回
外泊時費用	372円/日	退所時情報提供加算514円/回
外泊時費用（在宅サービスを利用）	822円/日	入退所前連携加算（Ⅰ）617円/回
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	入退所前連携加算（Ⅱ）411円/回
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	14円/月	夜勤職員配置加算25円/日
地域連携診療計画情報提供加算	309円/回	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）19円/日
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	34円/月	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）7円/日
自立支援促進加算	309円/月	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）41円/月
安全対策体制加算	21円/回	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）62円/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき 所定単位×75/1000	

(2) 「居住費」及び「食費」

	居 住 費(1日あたり)	食 費(1日あたり)
個 室	2,300円	2,200円
多 床 室	1,000円	

※ 負担限度額認定に応じて減額されます。

(3) 運営基準（厚生省令）で定められた「その他の費用」

区 分	金 額	内 容 の 説 明
① 特別な居室代 (税込)	個 室 1 日 3,800 円 3,300 円 2,750 円 2,200 円	利用者の希望によって個室を利用した場合
②教養娯楽費	1 日 205 円(税込)	レクリエーション用品 季節行事 修繕費
③おやつ代	1 日 115 円(税込)	
④日用品費	業者との契約となります	例：シャンプー、タオル類、ティッシュペーパー等
⑤理美容代	業者との契約となります	
⑥私物洗濯代	業者との契約となります	
その他		通常のサービス提供の範囲を超える 保険外の費用

②～⑥の費用は、御希望により提供させていただいた場合にお支払いいただく金額です。

日用品費、教養娯楽費の徴収に関し

☐承諾します。 ☐承諾しません。
(該当する選択肢に☑をお願い致します)

② 支払方法

利用料は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

<原則Aの方法となります>

A 口座振替 (ご指定の金融機関の預金口座からの自動振替によるお支払いです)

<原則B・C別途相談となります>

B 銀行振り込み (期日までにお振り込みをお願いします。手数料は利用者負担となります。)

C 現金払い (サービス提供を行った翌月に、窓口にてお支払い願います)

6 サービス利用に当たっての留意点

- ① 面会時間 14：00～16：00
前日の16：30までにご連絡ください。
- ② 金銭・貴重品の管理 金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。また、金銭のお預かり・管理はお断り致します。
- ③ 外出・外泊 職員にご相談下さい。その際、外泊届出書に行き先、電話番号、帰宅日時等の記入をお願い致します。
- ④ 飲酒・喫煙 入所者様の喫煙・飲酒は固くお断り致します。
- ⑤ 設備の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の使用にてご利用下さい。これに反する利用により破損が生じた場合、弁償して頂くことがございます。
- ⑥ 所持品の持ち込み 危険物 (例: たばこ、マッチ、ナイフ、缶切り、はさみ等) の持ち込みは、固くお断り致します。
- ⑦ その他
 - ・ 施設内での営業行為、宗教活動、政治活動はご遠慮下さい。
 - ・ 施設内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。
 - ・ お見舞い品 (特に食べ物) は職員とご相談の上で、お願い致します。
 - ・ 医師との面会をご希望の方は、職員に日時をご相談下さい。

7 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡し適切な措置を迅速に行います。ただし、家族への連絡がつかない場合、協力病院等へ搬送致します。

1	医療機関等	主治医等の氏名：
		連絡先：
	緊急連絡先	氏名：
		連絡先：

8 協力病院等

名 称	医療法人東明会 原田病院	百瀬歯科医院
代 表 者	原 田 直 幸	百 瀬 澄 雄
所 在 地	入間市豊岡1丁目13番3号	東京都青梅市藤橋2-10-3
連 絡 先	04-2962-1251	0428-31-5006
名 称	社会医療法人 至仁会 圏央所沢病院	
代 表 者	加藤 裕	
所 在 地	所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1	
連 絡 先	04-2920-0500	

9 非常災害対策

(ア) 当施設が定める消防計画にのっとり対応しています。

(イ) 防災設備： スプリンクラー、避難階段、自動火災報知機、誘導灯、防火扉、屋内消火栓、非常通報装置、非常用電源

(ウ) 防火管理者： 金子 哲也

10 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号	04-2938-1818
	FAX番号	04-2938-1819
	担当職員	日高 渉
	対応時間	9:00~17:00

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

<保険者> 介護保険相談窓口	所在地	〒 -
	電話番号	-
	FAX番号	-
埼玉県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合1704番
	電話番号	048-824-2537（直通）
	FAX番号	048-824-2561

1 1 当法人の概要

法人の名称	医療法人 泰一会
代表者名	理 事 長 木 川 泰 宏
所在地・電話	〒357-0034 埼玉県飯能市東町1 2 番地 2 号 TEL 042-975-7575
業務の概要 事業所数	医療／福祉 1. 飯能整形外科病院 2. 所沢リハ・スポーツクリニック 3. 和光リハビリテーション病院 4. 多摩北整形外科病院 5. 通所リハビリテーションきがわ 6. 介護老人保健施設 いるまの里 7. 介護老人保健施設 はつかり 8. 居宅介護支援事業所 在宅サポートセンターきがわ 9. 居宅介護支援事業所 みかじま 10. たまプラーザ看護学校
グループ	○医療法人靖和会 飯能靖和病院 〒357-0016 埼玉県飯能市下加治 137-2 TEL 042-974-2311 (代) 480 床 ○医療法人靖和会 介護老人保健施設やまぶきの郷 〒350-0246 埼玉県坂戸市多和田 330 TEL 049-287-1155(代表) 100 床 ○飯能老年病センター 〒357-0016 埼玉県飯能市下加治 147 TEL 042-974-2500(代表) 380 床 ○社会福祉法人 靖和会 特別養護老人ホームつつじの園 〒350-1335 埼玉県狭山市柏原 1185-6 TEL 042-955-2300(代表) ○医療法人靖和会 介護老人保健施設小江戸の郷 〒350-0845 埼玉県川越市上老袋 86-1 TEL 049-229-5300(代表) 100 床 ○社会福祉法人 靖和会 特別養護老人ホーム第二つつじの園 〒350-1305 埼玉県狭山市入間川字沢久保 8 6 5 - 1 TEL : 04-2959-0860 ○社会福祉法人 靖和会 特別養護老人ホーム入間つつじの園 〒358-0014 埼玉県入間市宮寺 2467 TEL : 04-2934-6000 (代表)

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 事業者名 介護老人保健施設 みかじま

説明者

印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け同意しました。

利用者 氏 名

印

代理人（成年後見制度上の後見人、保佐人、補助人等）
利用者との続柄（ ）

氏 名

印

住 所

身元引受人

利用者との続柄（ ）

氏 名

印

住 所

医療法人泰一会 介護老人保健施設 みかじま 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人泰一会が開設する介護老人保健施設みかじま（以下「当施設」という。）の従業者が、要介護状態にある高齢者等に対し、介護保健施設サービスを提供する適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における機能訓練及び看護・介護その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 当施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 介護老人保健施設 みかじま
- (2) 所在地 〒359-1164 所沢市三ヶ島5丁目1636番地
- (3) 電話番号 04-2938-1818

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。必置職は法令の定める基準を下回らない。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 従業者
医師 1名
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う他施設の保健衛生の管理指導に従事する。
薬剤師 1名
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する 他、利用者に対し服薬指導を行う。
看護職員 9名以上
看護師は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う他、利用者

の施設サービス計画に基づく看護を行う。

介護職員 21名以上

介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

支援相談員 1名以上

支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村および関係機関との連携を図る。

理学療法士 1名以上

理学療法士・作業療法士等は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

管理栄養士 1名

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理及び調理員の指導を行う。

介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

事務職員等 2名

事務職員は、運営上必要な事務、設備の管理等を行う。

調理員 業務委託業者による

調理員は業務委託業者により配置され、利用者の食事の調理を行う。

(入所者定員)

第6条 入所定員は90名とする。

多床室 : 定員数 32名

個室 : 定員数 58名

(介護施設サービスの内容)

第7条 施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理をする。

2 サービスは、次項に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

- (1) 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切に療養を行う。
- (2) 親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 利用者や他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことはしない。
- (4) 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意をはらうようにする。
- (5) 診察は、療養上妥当適切に行い、看護・医学的管理下の介護は適切な技術により行う。また、利用者の心身の状況に応じて週2回以上の入浴または清拭を行い、排泄、離床、着替え、整容などに関し、必要かつ適切な介護を行うこととする。
- (6) 栄養、利用者の身体の状態、病状、嗜好、提供時間、自立支援に配慮して食事を提供する。
- (7) 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。
- (8) 利用者の安全を確保するために各委員会を設ける。

(感染対策委員会、身体拘束廃止・事故防止委員会、褥瘡対策委員会)

(9) 「リハビリテーションマネジメント」の考え方に基づいた対応

- (ア) サービス開始時における情報収集の実施
 - (イ) サービス開始時におけるアセスメント・評価、計画、説明・同意の実施
・リハビリテーション実施計画原案の同意を得る。
 - (ウ) サービス開始時2週間以内のアセスメント・評価、計画、説明・同意の実施
・リハビリテーション実施計画の実施後3ヶ月毎の同意を得る。
 - (エ) サービス終了時の情報提供の実施
- (10) 利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、栄養管理を計画的に行う。
- (11) 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理を計画的に行う。

(介護施設サービス計画の作成)

第8条 管理者は、施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、利用者の能力、その置かれている環境などを踏まえて利用者が抱えている問題点を明らかにし、自立生活を営む上で解決すべき課題を把握し、利用者や家族の希望、医師の治療を踏まえ、他の従業員と協議の上、施設サービス計画を作成し、利用者やその家族にその内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 当施設が事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。
 - (2) 利用料として、居住費・食費・入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日用品費、教養娯楽費、理美容代、電気代、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用料金表（別紙1）により支払いを受ける。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(身体拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当該施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得えなかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設け、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者又はその家族は次に掲げる次項を遵守すること。

- ① 面会時間は、原則として午前10時から午後8時までとなっております。
- ② 面会の方は、1階事務所 受付にある面会簿に記入の上、ご面会下さい。
- ③ お見舞い品、特に食べ物等は、職員とご相談の上でお願いします。
- ④ 医師と面会希望の方は、あらかじめ日時を職員とご相談下さい。
- ⑤ 外出・外泊される際には、施設長の許可が必要です。必ず行き先と帰宅日時を届出書にご記入お願い致します。

- ⑥ 貴重品(現金、貴金属等)、危険物(例：たばこ、マッチ、ナイフ、缶切り、はさみ等)の持込みはお断りします。
- ⑦ 利用者の喫煙・飲酒は固くお断りします。
- ⑧ 他の利用者に悪影響を及ぼすような行為や暴力行為、示威行為は、お断りします。
- ⑨ 施設内の宗教活動、政治活動はご遠慮下さい。
- ⑩ 施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反してのご利用により破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
- ⑪ 施設内でのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

(非常災害対策)

第13条 当施設は、消防法などの規程に基づき、非常災害に関する具体的な計画及び業務継続計画を作成する。非常災害に備える為、定期的に避難・救出等その他、必要な訓練を地域住民との連携に努めながら行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のため施設の危機管理委員会を設け、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行うとともに家族、保険者等に連絡する。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の質の確保)

第15条 当施設は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けることとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 1年1回以上

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人泰一会の就業規則に準ずる。

- 2 職員は性的な言動または優越的な関係を背景とした言動があつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止することに努める。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備などの衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士及び厨房勤務者は、毎月1回、検便を行う事を努めることとする。。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(感染症予防対策)

第19条 当施設は、安全かつ適切に質の高い介護、医療サービスを提供する為に、感染症対策委員会を設け感染症の予防及びまん延を防止する体制を整備する。

(虐待防止予防対策)

第20条 当施設は、虐待防止をする為に、虐待防止・身体拘束廃止委員会を設けるとともに定期的な研修を行い虐待防止の体制を整備する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないようにする。

(その他運営についての重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人泰一会介護老人保健施設みかじまの役員会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年3月24日から施行する

平成24年4月1日(改訂)

平成26年4月1日(改訂)

平成27年4月1日(改訂)

平成30年4月1日(改訂)

令和3年4月1日(改訂)

令和7年6月1日(改定)

別紙 1

利用料金

食事負担金(1日当たり 税込) 2, 200円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

保険外負担のサービス (消費税込み)

居住費 (負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります)

多床室：1, 000円 , 個室：2, 300円

特別な室料 個室：A：3, 850円、B：3, 300円

(税込) C：2, 750円、D：2, 200円

次の費用は、御希望により提供させていただいた場合にお支払いいただく金額です。

教養娯楽費：205円 (税込) /日 (レクリエーション用品)

おやつ代：115円 (税込) /日

<希望による>

理美容代：(業者との直接契約自己負担)

私物洗濯代：(業者との直接契約自己負担)

日用品費：(業者との直接契約自己負担)

〈別紙〉

個人情報の利用目的

(平成24年3月24日現在)

介護老人保健施設 みかじまは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用に係る当施設の管理運営業務のうち
 - － 入退所等の管理
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - － 保険事務の委託
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当施設において行われる学生の実習への協力
 - － 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関への情報提供

【その他】

〔他目的〕

- 他、事項については書面において確認をとる
 - － 肖像権等々

上記の契約を証するため、本証2通を作成し、利用者、本施設が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

〈利用者〉

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

T E L _____

〈身元引受人〉

①

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

T E L _____ 利用者との
続 柄 _____

②

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

T E L _____ 利用者との
続 柄 _____

〈事業者〉

（所在地）〒359-1164 埼玉県所沢市三ヶ島5-1636

（TEL）04-2938-1818

（FAX）04-2938-1819

（事業所名）医療法人 泰一会 介護老人保健施設 みかじま

（介護保険事業者番号）1152580070

（代表者名）理事長 木川 泰宏

（管理者名）施設長 小出 司郎策